

広島県告示第132号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成25年2月21日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日

平成25年2月14日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 湯 崎 英 彦

3 埋立区域

(1) 位置

福山市鞆町鞆字原町136番27に接する無番地から同町後地字村内797番10に接する無番地を経て680番13に接する無番地に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊹の地点	福山市沼隈町大字能登原字鯛掛山252番35の国土地理院四等三角点「鯛掛」（北緯34度23分19秒893，東経133度22分09秒727，標高278.87m）から	80度12分03秒	1,083.22mの地点
㊺の地点	㊹の地点から	61度49分09秒	29.09mの地点
㊻の地点	㊺の地点から	151度52分18秒	15.07mの地点
㊼の地点	㊻の地点から	241度58分00秒	21.18mの地点
㊽の地点	㊼の地点から	151度52分35秒	144.87mの地点
㊾の地点	㊽の地点から	61度52分35秒	0.80mの地点
㊿の地点	㊾の地点から	151度56分47秒	16.80mの地点
㊸の地点	㊿の地点から	246度12分38秒	8.80mの地点
㊹の地点	㊸の地点から	332度06分45秒	3.02mの地点
㊺の地点	㊹の地点から	332度14分00秒	24.53mの地点
㊻の地点	㊺の地点から	331度30分23秒	18.66mの地点
㊼の地点	㊻の地点から	331度17分20秒	2.09mの地点
㊽の地点	㊼の地点から	331度28分04秒	17.56mの地点

⑭の地点	⑬の地点から	331度53分53秒	17.92mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	330度43分26秒	4.59mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	63度20分15秒	1.31mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	330度30分35秒	9.96mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	60度12分45秒	0.17mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	330度31分52秒	40.64mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	330度11分10秒	20.08mの地点
㉑の地点	㉑の地点から	239度28分53秒	1.37mの地点
㉒の地点	㉒の地点から	334度55分28秒	7.55mの地点
㉓の地点	㉓の地点から	341度06分01秒	3.28mの地点

(3) 面積

1,729.10平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成16年3月31日 広島県告示第524号

(平成16年3月22日付け指令港管第67号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

福山市